

## 「審査の結果の要旨」の概要

1. 課程・論文博士の別	課程博士		
2. 申請者氏名（ふりがな）	姥浦 道生（うばうら みちお）		
3. 学位の種類	博士（工学）		
4. 学位記番号	博工 第		号
5. 学位授与年月日	平成	年	月 日
6. 論文題目	ドイツにおける大規模小売店舗開発の立地 コントロールに関する研究		
7. 審査委員会委員	（主査）	東京大学 教授 大方潤一郎	
		教授 大西 隆	
		教授 西村 幸夫	
		助教授 北沢 猛	
		助教授 小泉秀樹	
		筑波大学 教授 大村謙二郎	
8. 提出ファイルの仕様等	提出ファイル名	使用アプリケーション	OS
文書ファイル	ubaura.doc	Microsoft Word	MacOSX
テキストファイル	ubaura.txt		

## 審査の結果の要旨

氏名 姥浦 道生

本論文は、都市・地域商業構造論的観点から積極的に大型店の開発コントロールを行っているドイツを対象として、①大型店の開発コントロールの計画規範及びコントロール制度を明らかにした上で、②自治体レベルおよび広域レベルにおけるその運用実態を、特に中心地システムの適用過程という側面から明らかにし、③それらを通じてドイツにおける大型店の開発コントロールの特質を明らかにしようとした論文である。この論文の意義は以下の2点にある。第一に、ドイツにおける大型店の開発コントロールの特質を明らかにすることを通じて、日本その他の国において大型店の開発コントロールシステムを設計する際の有用な知見が得られる点であり、第二に、ドイツにおける中心地システムの実現実態を明らかにすることを通じて、「コンパクトな都市形成」を目標とする開発コントロール一般に関する有用な知見が得られるという点である。

本論文は四章から構成されている。まず序章において、研究の背景・目的・構成等を述べた上で、第一章では、ドイツにおいて開発コントロールの際の計画規範として用いられる中心地システムおよび都市ネットワークの観念について整理し、第二章では、ドイツの開発コントロールの制度を包括的に整理している。

第三章では、自治体レベルの開発コントロールの実態調査として、NRW 州ドルトムント市を対象として分析し、大型店開発のため新たに Bplan を策定し、これに基づき開発が行われる場合は、都市商業構造論的観点からは概ね問題が生じていない一方、古い建築利用令に基づき策定された Bplan が適用される地区（「旧令に基づく Bplan 策定地区」）や連担市街地において開発が行われる場合は、郊外においても主として中心地関連品目を取扱う店舗が立地していたり、中心地以外の市街地においてショッピングセンターが立地していたりと、問題が生じている実態を明らかにしている。

第四章では、広域レベルの開発コントロールの実態に関し、主としてブレーメン広域圏を対象として分析している。

ここではまず、広域計画の内容を実態的に明らかにした上で、自治体間調整の際の地域商業構造への影響の有無の判断に関し、関連する判例や学説を対象区域・対象商品部門・基準数値に系統立てて整理・比較し、通説的な見解を導出している。

次に、これらの内容及び文献・ヒアリング調査から法定の広域調整システムの問題点を、調整基準の問題、調整時期の問題、調整方法の問題、調整区域及び主体の問題、調整対象の問題の5点にまとめ、さらに、これらの問題に対処するため、近年増加しつつある、独自の広域的大型店開発調整の仕組みについて、主なものについて概観した上で、その特質を明らかにしている。

その上で、ブレーメン広域圏調整システムを事例として、その運用実態を調査分析し、第一に調整基準に関し、独自の基準への適合性が開発の妥当性の判断の際の重要な論点となっているが、それを機械的に適用するのではなく、個別的事情を斟酌した上で総合的に判断が下されていること、第二に調整時期に関し、大規模自治体における開発や直接開発許可に係る開発については遅れる場合があること、第三に調整方法に関し、協議方式が参加自治体から肯定的評価を受けていること、第四に調整対象に関し、直接開発許可にかかる開発についてはコントロールできていないこと、第五に Bauleitplan とは相互補完関係にあること、を明らかにしている。

終章では、ドイツにおける大型店の開発コントロールの特質として、第一に、地元中小資本保護のためのコントロールではなく、あくまでも空間構造の観点から行われるコントロールであること、第二に、中心地システムは自治体レベルでは既存の郊外型開発の存在を前提としながら、それを「これ以上立地させない」ためのコントロール手段として機能しており、例外的に認められる一定量の郊外型開発によって実態的には郊外型大型店に対する需要が満たされ、そのことが中心地システムの原則的な維持を可能たらしめていること、第三に、そのような例外的開発は広域的観点からはデメリットも多く生じさせていること、第四に、商業影響評価には、方法論の確立・基準の精緻化・検証可能性の確保という課題が残されていること、第五に、手続的側面について、客観性・正統性が必ずしも十分に確保されているとはいえない実態であること、を明らかにしている。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。